

文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助の目的)

第2条 実行委員会は、よさこい高知文化祭2026（以下「大会」という。）の開催を契機として、県民の文化芸術への関心を高め、高知県における文化芸術活動のさらなる振興と文化資源の保存・継承及び交流人口の拡大や地域の活性化を目的として、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 国民文化祭等の準備及び実施のために市町村が設立した任意団体（以下「市町村実行委員会」という。）

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 高知県から他の補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
 - (2) 国、他の地方公共団体、団体等から補助所要額を超える補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
 - (3) 政治、宗教若しくは特定思想の普及又は選挙活動に関わる事業
 - (4) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業
- 2 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、交付決定以後に発生する事業に必要な経費で、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 補助金額の算定にあたっては、対象経費から補助事業者が集める参加費、入場料、負担金、助成金、協賛金及び寄付金等の収入を控除した額に補助率を乗じるものとする。
- 4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書（別記第2号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 事業費内訳書（別記第4号様式）
 - (4) その他会長が必要と認める書類
- 2 前項の補助金交付申請書の提出にあたって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、次に掲げる要件を踏まえ、その内容を審査し、申請が適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

(1) 共通事項

- ア. 大会に向けて、県民の文化芸術への関心を高め、文化芸術活動の磨き上げや活発化に寄与する取組であること

- イ. 大会終了後の自走に向けて、入場料や寄付金など多様な財源の確保に努めるものであること
- (2) 全国文化団体連携事業
 - ア. 全国文化団体の事業に沿って県内で行う文化事業であること
- (3) 市町村独自事業
 - ア. 県内の文化資源の保存・継承のため、地域に受け継がれてきた文化資源を活用する取組であること
 - イ. 文化芸術により、地域の活性化や県内外からの誘客による交流人口の拡大を目指す取組であること
 - ウ. 大会に向けた新規事業又は既存事業の場合は新規性の要素を伴う取組であること
- 2 会長は、前項の規定による決定にあたって、前条第2項のただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 3 会長は、前項に定めるもののほか、交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要なときは、条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行にあたっては、実行委員会、県、市町村又は市町村実行委員会が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと
- (2) 補助金に係る証拠書類の管理については、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと
- (3) 補助事業の実施にあたっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ補助金変更（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を会長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更
 - (2) 補助事業の中止又は廃止
 - (3) 補助金額の増額
 - (4) 補助金額の20パーセントを超える減額
- 2 会長は、前項に規定する補助金変更（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記第3号様式）
 - (2) 事業費内訳書（別記第4号様式）
 - (3) 収支及び事業実施に係る証拠書類（廃止の場合は事業実施準備に要した経費分）
 - (4) 当該事業の実施状況及び成果等を記載した報告書（写真、パンフレット、新聞記事等）
 - (5) その他会長が必要と認める書類
- 2 会長は、前項に規定する実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税の仕入控除)

第10条 補助事業者は、第5条第2項のただし書の規定により補助金の交付申請を行った場合であって、前条第1項の補助事業実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項のただし書の規定により補助金の交付申請を行った場合であって、前条第1項の補助事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、消費税仕入控除税額等報告書(別記第7号様式)を会長に提出するとともに、会長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、第9条第2項に規定する通知を受けたときは、その日から起算して15日以内に請求書(別記第8号様式)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、その日から起算して15日以内に補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 会長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記第9号様式)を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第13条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは指示に違反したとき

(2) 補助金を補助事業以外の目的に使用したとき

(3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をしたとき

(4) 交付申請の内容又は実績報告の内容に虚偽があることが判明したとき

(5) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部の継続が困難と会長が判断したとき

(6) 正当な理由なしに証拠書類等が所定の期間(当該事業の完了の翌年度から5年間)保存されていないとき

2 会長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じることができる。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に準じて開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)に規定する内容を遵守しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、第10条第2項、第13条、第15条並びに第16条の規定は、同日以降もその効力を有する。

別表第1（第4条第1項関係）

補助対象事業		補助率	補助限度額
事業の区分	事業の内容		
(1) 大会で事業を実施する 全国文化団体との 連携事業	大会に向けて、県民の文化芸術への関心を高め、文化芸術活動の磨き上げや活発化に寄与する取組で、全国文化団体の事業に沿って県内で行う事業	2/3 以内	500 千円
(2) 大会で実施する 市町村独自事業（※）	大会に向けて、県民の文化芸術への関心を高め、文化芸術活動の磨き上げや活発化に寄与する取組で、次のいずれかに該当する事業 ①県内の文化資源の保存・継承のため、地域に受け継がれてきた文化資源を活用する取組 ②文化芸術により、地域の活性化や県内外からの誘客による交流人口の拡大を目指す取組		300 千円

※ただし、市町村独自事業については、大会に向けた新規事業又は既存事業の場合は新規性の要素を伴う取組に限る。

別表第2（第4条第2項関係）

1. 補助の対象経費は以下のとおりとする。

項 目	内 容（参考例）
報償費	講師謝金、原稿執筆料、編曲料、演出料、演奏料 など
旅 費	講師等の交通費、宿泊費 など
需用費	チラシ・ポスター等の印刷費、台本印刷費、資料印刷費 など
役務費	郵送料、新聞広告料、楽器等運搬料、運送保険料 など
委託料	広告デザイン料、テレビ放送料、事業実施委託料（※1） など
使用料及び賃借料	会場等借り上げ料、楽器・楽譜レンタル料、バス等借り上げ料 など
負担金補助及び交付金	負担金又は補助金（※2）

※1：補助事業者が補助事業の実施を民間事業者等に委託する際に必要となる経費。

ただし、次の2（1）～（4）に掲げる経費を除く。

※2：大会において、全国文化団体との連携事業又は市町村独自事業を実施する予定のある県内の文化団体に対し、補助事業者が負担又は補助する経費。

ただし、次の2（1）～（4）に掲げる経費を除く。

2. 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- （1）恒常的に使用する事務所等の借り上げ料
- （2）事務員やアルバイト等の人件費
- （3）飲食に係る費用（食糧費）
- （4）パソコン等の備品購入費
- （5）市町村又は市町村実行委員会の運営に係る事務局経費

別表第3（第7条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。